

2) 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想

2-7) 構想作成の背景

宮跡全体の将来像については、既にいくつかの案が出されてきた。昭和 39 年の故森一雄氏(当時奈良市都市計画課嘱託)からの提案、40 年西山卯三氏等「奈良計画グループ」からの提案、41 年の奈良県による構想、42 年の当研究所の案、43 年の奈良女子大と当研究所の合同プランなどである。文化庁も宮跡整備の重要性を考慮し、昭和 43 年から 45 年にかけて「平城宮跡保存整備準備委員会」を 3 回開催し、49 年 3 月には、「平城宮跡保存整備委員会」を発足させて、整備構想を煮つめていった。

文化庁では、この方針を具体化して奈良国立文化財研究所のとりまとめた「平城遺跡博物館基本構想資料」をもとに、昭和 53 年に整備を進めるための「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」を策定した。

以降、およそ 30 年間にわたり、この構想に基づいて、文化庁(H12 年度までは奈良文化財研究所、H13 年度以降は文化財部記念物課)が特別史跡平城宮跡の整備を実施してきたが、平成 22 年に予定されている「第一次大極殿正殿復原事業」の完了により、基本構想に定めた整備計画の相当程度が完了することや、様々な社会状況の変化が生じたことから、文化庁では、これまでの整備を踏まえつつ、今後とも基本構想で定めた基本方針を具体的に推進していくためのプランの策定を進めている。

- 昭和 43 年～：「平城宮跡保存整備準備委員会」において、平城宮跡の保全・整備に関する基本的な方針の検討を開始。
- 昭和 49 年 10 月：「平城宮跡保存整備委員会(昭和 49 年～)」から、宮跡を遺跡博物館として整備する必要がある旨の中間的意見を提示。
- 昭和 50 年度：文化庁が方針を具体化するための試案作成を奈良国立文化財研究所に依頼。
- 昭和 52 年 3 月：奈良国立文化財研究所が「平城遺跡博物館基本構想案」をとりまとめ。
- 昭和 52 年 9 月：「平城遺跡博物館基本構想案」をもとに、文化庁が構想案を委員会に提示。
- 昭和 53 年 3 月：構想案をもとに委員会の検討を加え、「平城遺跡博物館基本構想資料」としてとりまとめ。
- 昭和 53 年度：「平城遺跡博物館基本構想資料」をもとに「平城宮跡保存整備基本構想」が策定。→以降の宮跡の保存整備はこの基本構想を指針として進められてきた。
- 平成元年度～：奈良国立文化財研究所が「第一次大極殿院地区復原整備のための基礎調査」という標題のもと、基礎的調査・研究を開始。
- 平成 7 年 3 月：調査研究結果を踏まえて、「平城遺跡博物館基本構想案」の修正案として、「平城宮遺跡博物館基本構想(修正案)(2010 年目標)」を作成。
- 平成 19 年～：文化庁において「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進プラン」を作成中。

図 I-8 構想作成の経緯

2-1) 基本構想の概要

○基本方針

平城宮跡は、特別史跡に指定されている重要な遺跡として、歴史的、学術的に貴重な価値を有するばかりでなく、約 124ha にわたる広大な地域を占めて保全されている国民的文化遺産であることをかんがみ、遺跡博物館※としてのまとまりのもとに、次の3つの機能を、調和のとれた形で推進する場として整備、活用することとし、長期の見通しをたてて段階的、計画的に整備事業を進めることとする。

- (1) 平城宮跡をはじめ同種の諸遺跡に関する調査、研究の向上のための拠点的な場とする。
- (2) 発掘調査や関連研究の成果に基づき、遺跡の維持・整備、遺構の修復、建物等の復原等を行うとともに遺跡及び遺跡の中からの出土品等を公開展示する施設を設ける等広く国民各層を対象に、古代都城文化を体験的に理解できる場とする。
- (3) 上記(1)及び(2)に関連し、遺跡の保存整備、遺構・遺物の保護・修復・復原等に関する技術開発とその実践的な応用及び技術蓄積の場とする。

※「遺跡を守り、研究し、これを整備して国民的な利用に供するものとして提案された遺跡の一つの存在形式」(『平城遺跡博物館基本構想資料』文化庁 昭和 53 年)

○敷地利用の基本構成

平城宮跡の整備に当たっては、その敷地利用の定め、全体として調和のとれた形で整備事業を進める。

- | | |
|-----------------|--------------|
| A. 管理・研究・収蔵施設地区 | B. 建物等復原展示地区 |
| C. 遺構展示地区 | D. 遺構配置表示地区 |
| E. 池沼・湿原地区 | F. 緑地・草園地区 |
| G. 外周緑陰帯 | H. 南面地区 |

○段階別整備計画

平城宮跡の整備は、事柄の性質上長期にわたって行われることになるので、第1期としては概ね10年程度を見通して段階別(基礎的準備段階、第1次整備段階、第2次整備段階)に整備計画をたて、整備事業全体の円滑な展開を図る。

○関係の機関、団体との協力

平城宮跡の整備に当たっては、関係地方公共団体その他の機関、団体の協力により、周辺地域における次のような問題について適切な解決が図られる必要があるので、望ましい環境の実現を目指して、これらの機関、団体と連絡を密にする。

- ・周辺地域の環境保全、景観の保全に関すること
- ・朱雀大路保存計画に関すること
- ・県道奈良生駒線及び木津郡山線の路線に関すること
- ・宮跡内通過市道のあり方に関すること
- ・宮跡名通過高圧線に関すること
- ・近鉄奈良線軌道に関すること

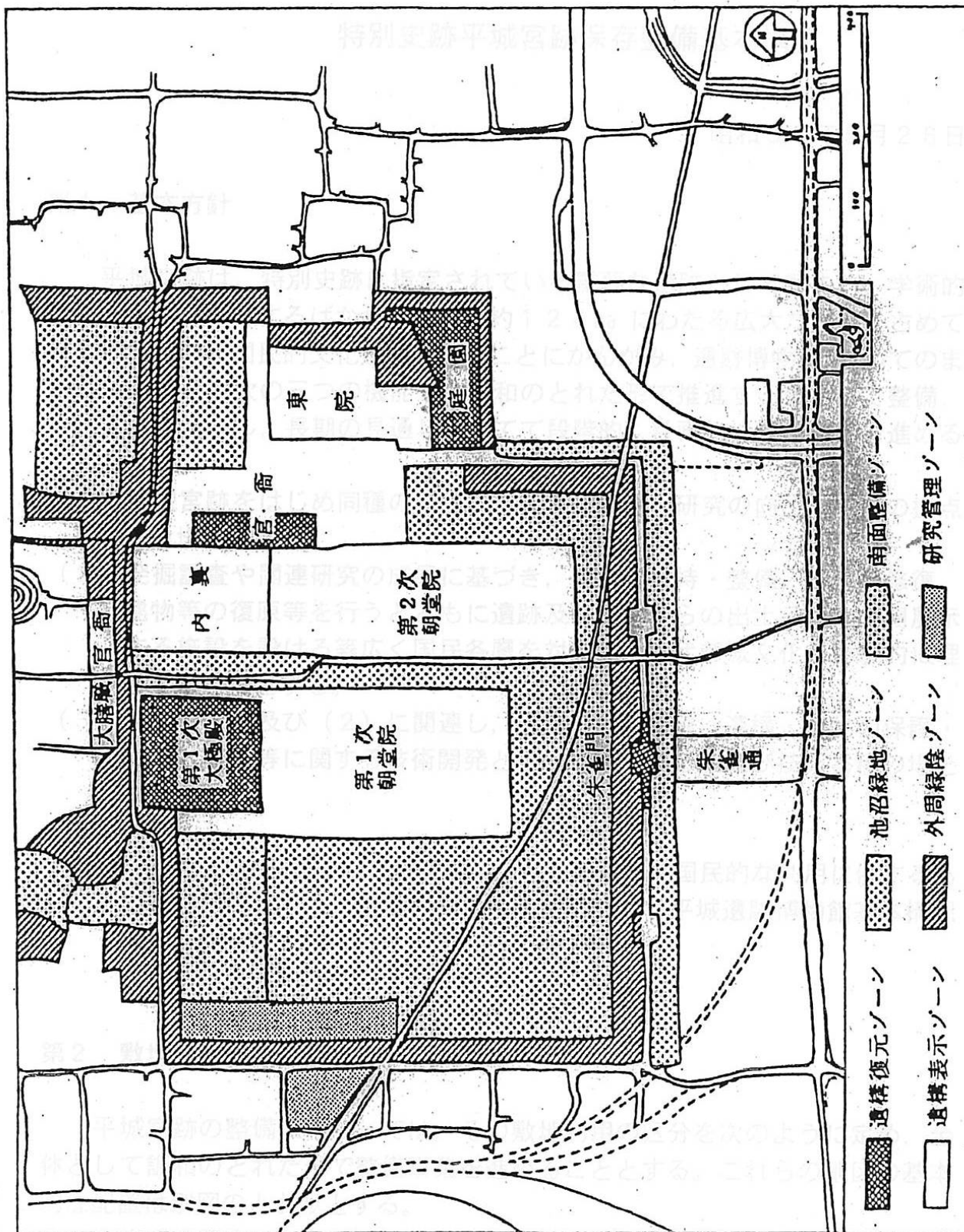


図 I-9 「平城宮跡保存整備基本構想図」

資料：「平城遺跡博物館基本構想資料（文化庁）」

3) 施設の復原状況

当初は石造物による基壇の復原や、樹木植栽による礎石跡の表示などが行われており、昭和52（1977）年には内裏跡、平成2（1990）年には第二次大極殿と兵部省跡で基壇表示による復原が完成した。

その後、平成10（1998）年には朱雀門や東院庭園などの建物復原が完成・一般公開されており、現在では第一次大極殿の復原整備が進められている。



図 I - 10 史跡等の復原状況